

ご注意ください

65歳以上で新たに重度な障がいになった方は 茅ヶ崎市重度障害者福祉手当の対象になりません

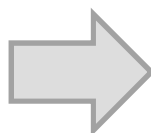
茅ヶ崎市重度障害者福祉手当とは、障がいの程度に応じて手当を支給するものです。
(※ただし、施設に入所している方には支給されません。)

《重度な障害》

重度	①身体障害者手帳1・2級の方 ②知能指数35以下の方 ③身体障害者手帳3級でかつ知能指数50以下の方 ④精神障害者保健福祉手帳1級の方	月額 2,500円
中度	①身体障害者手帳3級の方 ②知能指数40以下の方 ③身体障害者手帳4級でかつ知能指数50以下の方 ④精神障害者保健福祉手帳2級の方	月額 1,500円

平成30年12月まで
年齢に関わらず対象

見直し



平成31年1月から
65歳以上で
新たに重度な障がいになった方は
対象になりません

- 平成30年12月までに対象となっている65歳以上の方は、引き続き重度な障がいに該当していれば、対象になります。
- 65歳以上で精神障害者保健福祉手帳1・2級の方は、必ず有効期限までに更新手続きを行って下さい。有効期限を過ぎてしまうと、手当の支給対象になりません。
- 障がい福祉のサービス等については、市障がい福祉課へお問い合わせください。